

## 佐野短期大学シラバス2014

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
介護保険請求実務 Care Insurance Billing		1年	集中(後期)	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
1単位	演習	選択	介護保険事務士ユニット履修者のみ履修可	
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
社会福祉ユニット、介護福祉士ユニットをメインユニットとする学生以外は、同一年度に「介護保険実務論」を履修していること				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
特になし				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
森 千佐子、和田 晴美、新井 文子、久保 由佳、小林 大輔	福祉棟 2 F 講義棟 1 F	各教員から連絡します	授業中に指示します	
授業の概要				
介護保険制度のしくみやサービス利用に対する理解を深め、介護給付費の請求に関する知識および技術を習得する。				
授業の目標				
①介護保険制度創設の背景や目的、対象者および介護サービス利用の流れについて説明できるようにする。 ②介護サービスの種類が列挙でき、その特徴について説明できるようにする。 ③介護報酬の基本構造およびサービス費用の算定方法を説明できるようにする。 ④介護給付費明細書への記載事項と記載上の留意点を説明できるようにする。				
授業の方法				
介護保険制度のしくみやサービス利用について学習し、実際にサービス費用の算定演習および介護給付費明細書の作成を行う。第12回～第13回の授業では、パソコンを使用して、介護給付費明細書を作成する。授業は集中で行うため、日程については掲示を確認すること。				
学習の成果(学習成果)				
①介護保険制度のしくみや介護サービスの種類について、説明することができる。 ②介護報酬の算定における基本的事項およびサービス費用の算定方法について説明することができる。 ③介護サービスを利用している事例の介護給付費明細書を作成することができる。 ④介護保険事務士に必要な知識・技術を習得し、資格認定試験に合格することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス、介護保険制度の概要、介護サービス利用の基本的な流れ(担当:森)			
第2回目	保険給付の種類と対象、サービスの種類① 居宅サービス(担当:森)			
第3回目	サービスの種類② 地域密着型サービス、施設サービス(担当:森)			
第4回目	請求手続きについて、介護請求の基本的な約束事、介護給付費、介護報酬の算定における約束(担当:新井)			
第5回目	指定居宅サービス介護給付費、指定居宅介護支援介護給付費(担当:新井)			
第6回目	指定施設サービス等介護給付費、指定地域密着型サービス介護給付費(担当:新井)			

第7回目	指定介護予防サービス介護給付費、指定地域密着型介護予防サービス介護給付費指定介護予防支援介護給付費 中間試験(担当:新井)		
第8回目	介護給付請求の前に、介護給付費明細書の種類、記載上の留意事項、書式(担当:久保、和田、森)		
第9回目	サービス費用算定の実際①(担当:久保、和田、森)		
第10回目	サービス費用算定の実際②(担当:久保、和田、森)		
第11回目	サービス費用算定の実際③(担当:久保、和田、森)		
第12回目	PC実務演習①(担当:和田、久保、新井、小林)		
第13回目	PC実務演習②(担当:和田、久保、新井、小林)		
第14回目	介護給付費明細書の作成①(担当:和田、久保、新井、小林) 試験		
第15回目	介護給付費明細書の作成②(担当:和田、久保、新井、小林)		
成績評価の方法と基準			
	評価の領域	割合	評価の基準
	授業参加態度	20%	以下の視点で評価する。教材を準備して授業に臨み、必要なことはノートにとり、わからないことは質問する。授業時間中に終わらなかった課題は自宅で学習し、算定方法や給付費明細書の作成方法の理解に努めること。
	レポート		
	調査報告書		
	小テスト		
	試験	80%	第7回目に中間試験を行う。穴埋め、文章の正誤を判断する問題等により、知識の確認をする。14回目にサービス費用算定および介護給付明細書の作成に関する試験を行う。
	発表内容(態度含む)		
	その他		
教科書と参考図書			
介護保険事務士養成テキスト、介護給付費単位数等サービスコード表 (一般財団法人つしま医療福祉研究財団)			
履修上の留意点・ルール			
「介護保険事務士」資格試験受験のための必修科目である。算定演習の際には、サービスコード表・電卓・定規を持参すること。机上に携帯電話、飲み物など教材以外のものを置くことは禁止する。			